

19 ソフトボール競技

1. 日 時 平成25年 9月 7日(土)～8日(日) 9日(月)予備日
監督会議 9月 7日(土) 8:20～
場所 男子 竹田市民球場
女子 千歳町総合運動公園多目的グラウンド
競技開始 9月 7日(土) 10:00～
9月 8日(日) 9:00～
9月 9日(月) 予備日

2. 会 場 男 子 竹田市民球場(A)
竹田市総合運動公園多目的広場(B・C)
女 子 千歳町総合運動公園多目的グラウンド(D・E)
大野町総合運動公園多目的グラウンド(F)

3. 実施要領

(1) 種 別

ア 男子郡市対抗 イ 女子郡市対抗

(2) 競技方法

ア 競技規則は2013年日本ソフトボール協会オフィシャルルールを適用する。DPを使う場合、FPは当該DPと同一年齢層の者とする。

イ 競技は、すべてトーナメント方式で7回戦とする。ただし、90分の時間制限を適用し、90分を超えて新しい回には入らない。90分以内で7回を終了し同点の場合は、90分を超えるまでは、タイブレーカーを行う。90分を超えて同点の場合は、抽選とする。時間の計測開始は、プレーボール宣告時とし、決勝戦には時間制限を適用しない。

ウ 3回15点、4回10点、5回以降7点差以上の場合は、コールドゲームとする。

エ 使用球はゴム検定3号ボール、バットは検定3号バットとする。

オ 塁間は男女とも18.29m、投捕間は男子14.02m、女子12.19mとする。

カ 打者、走者、次打者は両耳ヘルメットを、捕手もヘルメットを必ず着用する。

キ 雷鳴がかすかでも聞こえたら、直ちに試合を中断する。

ク サスペンデッドゲームを採用する。

(3) 参加方法

ア チームは監督、コーチを含め20名以内とし、監督、コーチは選手を兼ねることができる。ただし、異性の監督、コーチは選手を兼ねることはできない。

イ 男子は40歳以上3名、30歳以上40歳未満3名、30歳未満3名を常時出場させる。ただし、上位年齢層の者は、下位年齢層の者に替わることができる。この場合、申込の時点で替わる年代のユニフォームナンバーを背負うものとする。男子選手の交代は、同一年齢層のみ認める。

ウ 女子は、35歳以上の選手を常時2名以上出場させる。

エ 年齢は、平成24年4月1日現在の満年齢とする。

オ 男子チームのユニフォームナンバー(背番号及び胸番号)は、40歳以上は40番台以上を、30歳以上40歳未満は30番台を、30歳未満は20番台を縫いつける。監督は赤色リボン、主将は青色リボンを左肩に縫いつける。リボンは容易に確認できるサイズとする。

カ 女子チームのユニフォームナンバー(背番号及び胸番号)は、35歳以上は30以上を、35歳未満は29以下を縫いつける。監督は赤色リボン、主将は青色リボンを左肩に縫いつける。リボンは容易に確認できるサイズとする。

キ 胸のマークは、郡市名とする。

ク 不正出場は、大会要項に基づき失格とする。

19 議員ソフトボール競技(公開競技)

1. 日 時 平成25年 9月 8日(日)・9日(月)
監督会議 9月 8日(日) 9:30～ 場所:別府市宮野口原ソフトボール場
(監督会議には必ず出席すること)
競技開始 9月 8日(日) 10:30～
9月 9日(月) 9:00～
2. 会 場 別府市宮野口原ソフトボール場(A・B)
別府市宮野口原野球場(C)
3. 実施要領
 - (1) 種 別
議会議員
 - (2) 競技方法
 - ア 競技規則は2013年日本ソフトボール協会オフィシャルルールを適用する。
 - イ 競技は、すべてトーナメント方式で5回戦とする。ただし、60分をこえるときは新しい回に入らない。
 - ウ 延長戦は行わない。勝敗が決しないときは抽選とする。
 - エ 得点差による、コールドゲームは適用しない。
 - オ 使用球はゴム検定3号ボール、バットは検定3号バットとする。
 - カ 塁間は18.29m、投捕間は12.19mとする。
 - キ 金属製スパイクの使用を禁止する。
 - ク 打者・走者・次打者は両耳ヘルメットを、捕手はマスク・捕手用ヘルメット、ボディプロテクター及びレガーズを必ず着用すること。
 - ケ 雷鳴がかすかでも聞こえたら、直ちに試合を中断する。
 - (3) 参加方法
 - ア チーム編成は県、市及び郡単位とする。
 - イ チームは、監督・コーチを含め20名以内とする。ただし、監督・コーチは選手を兼ねるものとする。
 - ウ ベンチに入ることができるのは、参加申込書に記載された監督、コーチ、選手に限る。
 - エ ユニフォームナンバー(背番号及び胸番号)は必ずつけること。ただし、主将は10、監督は30、コーチは31・32とする。
 - オ 胸のマークは郡市名とする。ただし、県議会は大分県議会又は県議会とする。